

国民保護業務計画

制定 平成19年9月

改訂 平成29年3月

一般社団法人鹿児島県LPガス協会

目 次

第1編 総則

第1章 総 則

第1節 国民保護業務計画の目的	1
第2節 国民保護措置の実施に関する基本方針	1
第3節 国民保護業務計画の運用	2
第4節 用語の定義	2
第5節 想定する事態	4

第2編 平素からの備え 4

第1章 組織・体制の整備	4
第1節 国民保護体制の組織及び分担業務	4
第2節 関係機関との協調	6

第2章 計画実行のための準備 7

第1節 教育・訓練の実施等	7
第2節 設備の機能確保等	7
第3節 備蓄	7

第3編 武力攻撃災害への対処に関する措置 8

第1章 情報の収集及び報告	8
第1節 通報・連絡	8
第2節 被害情報の収集及び報告	8

第2章 防災要員の確保 9

第1節 防災要員の確保	9
-------------	---

第3章 災害時における復旧用資機材の確保 9

第1節 調達	9
--------	---

第4章 生活関連等施設の安全確保 9

第1節 生活関連等施設の安全確保	9
------------------	---

第5章 応急の復旧	10
第4編 武力攻撃火災の復旧に関する措置	10
第1章 災害の復旧	10
第1節 災害復旧のための措置	10
第5編 緊急対処事態への対処	11
第1章 緊急対処保護措置の実施	11

附 則

第1編 総 則

第1章 総則

第1節 国民保護業務計画の目的

この国民保護業務計画(以下「この計画」という。)は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律※1(以下「国民保護法」という。また、同法施行令を以下「国民保護法施行令」という。)」第36条第2項及び第182条第2項並びに国民の保護に関する鹿児島県の計画※2に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)の内容及び実施方法その他必要な事項並びに生活関連等施設※3の安全確保のための措置を定め、その的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。また、同じ目的で緊急対処事態※4における緊急対処保護措置※5を国民保護措置に準じた措置として定める。

※1 平成16年 法律第122号

※2 国民保護法 第34条に基づき鹿児島県知事が策定

※3 国民保護法 第102条第1項に規定する生活関連施設等

※4 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全に関する法律(平成15年 法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」)第25条第1項に規定する緊急対処事態

※5 国民保護法 第172条第1項に規定する緊急対処保護措置

第2節 国民保護措置の実施に関する基本方針

この計画において、特に以下の点に留意し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを基本方針とする。

1・国民保護措置に関する情報提供

新聞、放送、インターネット等のほか、それぞれの広報手段を活用して迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努める。

2・国民保護措置を行う関係機関相互の連携協力の確保

国民保護措置に関し、防災のための措置を踏まえ、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。

3・国民保護措置の実施方法等に関する自主性

国民保護措置を実施するに当たって、その実施方法等については、国民及び地方公共団体から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断する。

4・国民保護措置に従事する者等の安全の確保

国民保護措置の内容に応じ、国及び鹿児島県から提供される武力攻撃の状況その他必要な情報のほか、緊急時の連絡及び応援の体制を整備すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、国、鹿児島県から生活関連施設等の管理者に対し、その管理に係る生活関連施設の安全確保措置の実施要請が出される場合には、国及び鹿児島県からの当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を入手すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者の安全確保に十分に配慮する。

第3節 国民保護業務計画の運用

1・他の計画との関連

この計画は、液化石油ガス法、消防法、その他関係法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

2・計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要あるときはこれを修正する。

第4節 用語の定義

この計画における主な用語の定義は次のとおりとする。

1・武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけではなく、国に準ずる者もあり、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃が行われる地域、攻撃の態様等も様々であり、武力攻撃の態様は一概に言えない。

2・武力攻撃予測事態

武力攻撃に至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

3・武力攻撃事態

武力が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫しているに至った事態をいう。

4・武力攻撃事態等

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

5・武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

6・緊急対処事態

武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することにより国民の生命、身体及び財産を保護することが必要な事態として内閣総理大臣が設定したものという。

7・国民保護措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定(地方)行政機関地方公共団体、指定(地方)公共機関が法の規定に基づいて実施する武力攻撃事態対処法第22条第1号に掲げる国民の保護に関する措置(武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし、同号に掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものも含む。)をいう。

8・生活関連等施設

国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼす恐れがあると認められるもの、又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせる恐れがあると認められる施設として、武力攻撃事態等における国民保護法施行令第27条に規定する施設をいう。

9・危険物質等

武力攻撃事態において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流失により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じる恐れがある物質(生物を含む。)で、武力攻撃事態等における国民保護法施行令第28条に規定するものをいう。液化石油ガス法においては、同条第2条第1項に定める「液化石油ガス」をいう。

第5節 想定する事態

1・武力攻撃事態

この計画で、想定される武力攻撃事態を以下の4種類とする。これらの事態は複合して起こることも想定される。

種類	特徴
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定
弾道ミサイル攻撃	発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾
航空攻撃	弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易だが、攻撃目標を特定することは困難

2・緊急対処事態

この計画では、想定される緊急対処事態を以下のとおりとする。なお、緊急対処事態への対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備

第1節 国民保護体制の組織及び分担業務

1・非常体制の区分

非常体制は、武力攻撃事態が発生する恐れがある場合、又は武力攻撃事態が発生した場合(以下「非常事態」という。)に発令するものとし、その区分は次による。

非常事態の情勢	非常体制の区分
・武力攻撃事態の発生が予測される場合 ・国に武力攻撃事態等対策本部が設置された場合	準備態勢
・武力攻撃等によりガス設備が被害を受けた場合 ・武力攻撃等により供給支障が発生した場合	国民保護体制

2・組織及び分担業務

事業者は、武力攻撃事態等に対する対策組織を別表第1のとおり定める。

3・非常体制の発令及び解除

- (1) 武力攻撃事態等における非常体制の発令及び解除は、別表第2により行うものとする。
- (2) 事業所等の長は、緊急を要する場合等必要に応じ当該所管内の非常体制を発令することができる。この場合には、ただちに本部長に報告しなければならない。
- (3) 非常体制が発令された時は、ただちに対策本部を設置し、その組織及び分担業務は別表第1のとおりとする。
- (4) 対策本部長は、武力攻撃災害の発生の恐れが無くなった場合又は武力攻撃災害復旧が進行して必要がなくなった場合には非常体制を解除する。
- (5) 発令及び解除の伝達経路は別表第3のとおりとする。

4・権限の行使

- (1) 非常体制が発令された場合、災害対策活動に関する一切の業務は、対策本部のもとで行う。
- (2) 非常体制が発令された場合、対策本部長は、職務上の権限を行使して活動に災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要のあるものについては臨機の措置をとることができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとる。
- (3) 対策本部長に事故あるときは、別表第4に定める本部長代行者がその職務を代行する。

5・動員

対策本部長は、非常体制の発令後直ちにあらかじめ定める防災要員の動員を指令する。

6・指令伝達及び情報連絡の経路

本部及び支部が設置された場合の指令伝達及び情報連絡の経路は別表第5のとおりとする。

第2節 関係機関との協調

1・国、地方公共団体との協調

国、地方公共団体とは、平素から連携体制の整備に努める。

(1) 地方公共団体国民保護協議会等への参加と協力

地方公共団体国民保護協議会等には、委員等を推薦し参加させる。また、同協議会等の場を活用し、情報の共有化を図るものとする。地方公共団体国民保護計画を作成するため、地方公共団体から必要な資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。

(2) 対策本部等との協調

この計画が円滑、適切に行われるよう、要請に応じ、対策要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。

- ① 武力攻撃災害に関する情報の提供及び収集
- ② 武力攻撃災害の応急対策及び復旧対策

2・防災関係機関との協調

産業保安監督部、警察、消防署等防災関係機関とは平常時から強調し、防災情報の提供、収集等相互連携体制を整備しておく。防災関係機関との対応は別表第6のとおりとする。

3・他同業事業者との連携・協調

他事業者と連携・協調し、要員、資材等の相互融通等災害時における相互応援体制の整備に努める。

4・情報の収集・連絡

武力攻撃事態等においては、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制整備に努める。また、武力攻撃災害により情報収集、連絡に当たる担当者や通信手段が被害を受けた場合に備え、情報伝達ルート化、代行できる人員の指定など、被害発生時における情報収集、連絡体制の整備に努める。

第2章 計画実行のための準備

第1節 教育・訓練の実施等

1・教育

協会、事業所等は、武力攻撃災害に関する意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、諸規定等について、従業員等関係者に対する教育を実施する。

2・訓練

協会及び事業所は、国民保護措置を円滑に推進するため、被害の想定を明らかにした実践的な訓練を実施する。訓練は、自然災害等を想定した防災訓練との連携についても考慮する。また、国、地方公共団体等が実施する訓練には積極的に参加する。

3・諸規定の整備

災害時における業務を円滑に推進するため、この計画に基づき諸規則を整備するとともに訓練等を通じて関係者に周知徹底し、他の計画との整合性を確認する。

第2節 設備の機能確保等

1・施設の機能確保

ガス設備については、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、以下のとおり施設の機能確保に努める。

- (1) 容器の転倒防止措置
- (2) 容器の流失防止対策の強化

2・ガスの安定供給

ガスを安定的かつ適切に供給するために以下の措置を講じる。

- (1) 適正な配送計画の策定と安定配達
- (2) 安定配達に必要かつ有効な機器類の設置
- (3) 災害時に避難所として指定される施設へのバルク設置
- (4) ガス発電機の設置、普及

第3節 備蓄

1・災害対策用資機材の確保

供給・消費設備の配管材料、工具、資機材等は平時からその確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

2・車両の確保

非常時における車両用エネルギーの不足等も考慮し、災害時においても活用可能な車両(LPガス車)等の保有に努める。

3・生活必需品の確保

非常時に備え、食料、飲料水、寝具、医薬品等の生活必需品の確保に努めるとともに定期的に保管状況を確認し、不足品の補充に努める。

第3編 武力攻撃災害への対処に関する措置

第1章 情報の収集及び報告

第1節 通報、連絡

1・通報・連絡網の整備、定期的な見直し

協会、同業他社との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう緊急時における連絡網の整備を行う。

2・通信手段の確保

通報・連絡は、災害時優先電話、携帯電話、衛星電話等を使用して行う。衛星電話の保有状況は多くないので、地域に存在する中核充填所を活用する。

第2節 被害情報の収集及び報告

1・被害の発生を把握した場合、自社で可能な初期対応を行う。

被害の修復が終了した時点で協会へ報告をする。

2・被害の程度が大きく自社のみでは対応不可能な場合、若しくは被害が広範囲に及ぶ場合、緊急時の連絡網により連絡を行い、分会長、支部長へ被害の程度を報告する。支部長は状況を把握した後、支部内で対応可能な場合は、他事業所に応援を求め、被害の復旧に当たる。

3・支部長は必要に応じ現地災害対策本部を設置し、協会へその旨を報告する。

また、復旧が完了した場合にも協会へその旨報告する。

4・被害がより広範囲に及び支部のみで対応不可と判断された場合、協会長に災害対策本部の設置を要望する。

5・協会長は被害の全容等を把握した後、必要に応じて協会内に災害対策本部を設置し、状況把握に努めるとともに必要な指示を行う。また本部要員を通じ、当該自治体、県へ状況を逐次報告する。

被災地に臨時の避難所が開設された場合、周辺支部で出動可能な支部の長に連絡し、コンロ、容器の手配と搬入要員の確保を依頼する。

第2章 防災要員の確保

第1節 防災要員の確保

1・緊急の武力攻撃等に備え、緊急時連絡網を見やすい場所に掲示しておく。

2・緊急連絡網により出動要請があった場合、指定のあった事業所等に緊急防災工具を保有し、ヘルメット着用の上出動する。

3・武力攻撃により道路が寸断される等交通が途絶した場合は、自社に待機し、分会長若しくは支部長からの連絡を待つこととする。

第3章 災害時における復旧用資機材の確保

第1節 調達

1・資機材等は在庫を平素から確認し、適正な在庫を保有する。

2・避難所に搬入するためのコンロ等は支部で指定された事業所若しくは自社で迅速に搬出可能な状態にしておく。

第4章 生活関連等施設の安全確保

第1節 生活関連等施設の安全確保

1・共通する安全確保のための措置

(1) 武力攻撃事態等において県知事から安全確保の要請を受けた場合は必要な安全確保措置を実施する。

(2) 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があるときは、指定行政機関又は地方公共団体に対し応援を要請する。

- (3) 武力攻撃事態等において設備の安全確保に必要な措置を講じる場合 警察、消防機関その他の行政機関に対し、安全確保のための必要な支援を要請する。
- (4) 県知事の要請に基づいて公安委員会又は海上保安本部等から立入規制区域の指定を受けた場合には、これに協力する。

2・危険物質等の取扱所の使用禁止命令等に対する措置

武力攻撃事態等において、ガス施設等に係る攻撃災害の発生を防止するための措置として国及び地方公共団体から施設の全部又は一部の使用停止等の命令が出された場合には、当該措置を的確かつ迅速に実施する。

第5章 応急の復旧

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全確保に配慮し、武力攻撃発生後可能な限り速やかに施設及び関連設備の緊急点検を実施すると共に、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を優先して実施する。

また、国民保護措置の実施上重要な情報通信設備に障害が生じた時は、復旧に従事する者の安全に配慮した上で、速やかに応急の復旧を行うと共に必要に応じてバックアップ体制の確保を図る。

第4編 武力攻撃災害の復旧に関する措置

第1章 災害の復旧

第1節 災害復旧のための措置

1・復旧計画の策定

武力攻撃災害により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については可能な限り迅速に行う。

また、被災状況の把握と復旧計画の策定については、以下のとおり定め、復旧に当たってはその対象となる施設の被害状況、当該被災した地域を管轄する地方公共団体が定めた当面の復旧の方向等を考慮して実施する。

2・重要施設の優先復旧計画

被害が甚大な場合は、病院、避難所等を優先して復旧する。

3・復旧作業の実施

(1) 製造施設の復旧作業

ガスの製造を停止した製造施設は、計画に基づき速やかに復旧する。

(2) 供給設備、消費設備の復旧

各戸については、被災状況により危険度を考慮して実施する。

ア・漏えい調査

イ・漏えい個所の修理

ウ・修理終了した家庭からガス開栓

第5編 緊急対処事態への対処

第1章 緊急対処保護措置の実施

武力攻撃事態に準ずるテロ等の事態においても武力攻撃事態等の国民保護措置に順じた措置を実施するため、このような事態を緊急対処事態とし、緊急保護措置を実施する。

なお、緊急対処事態としては、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊等による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。

附則

この業務計画は、平成19年10月から実施する。